

あけまして
おめでとう
ございます



NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワンポイント 森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所のある個人に課税される国税で、個人住民税均等割と併せて1人年額で1,000円徴収されます。税収は国から「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ配分され、間伐等の森林整備や木材の利用促進、林業を支える人材育成などへの安定的な地方財源として活用されます。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月22日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

電子帳簿保存法 本格スタート！



帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しを実施した改正電子帳簿保存法は、令和4年1月1日に施行され、要件見直しを経て、令和6年1月1日以降、本格運用されることになりました。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が業務上の電子データ（電子取引データ）を取引先との間でやり取りした場合には、定められた要件に従ってその電子データを保存しなければなりません。

今回は、「どのようなデータが保存対象になるのか」「どのように電子データを保存しなければならないか」の観点から留意すべき事項をみていきます。

1 データの保存が必要なもの

企業・事業者は、日常の業務処理に当たり、沢山の種類の書類を扱っていると思います。

請求書や領収書、見積書といったものから、契約書、注文書、送り状など、利用されている書類は、業種・業態に応じて様々なことでしょう。これらの書類のうち、紙でやりとりしていた場合に保存が必要となる書類は、電子データでやりとりした場合でも保存が必要になります。

なお、保存の対象となるものは、あくまで電子データでやりとりしたものであり、紙でやりとりしていたものを電子データ化する必要はありません。ただし、紙でやりとりしていた請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキヤナで読み取り電子データ化して保存することができます。

また、受け取った電子データだけが保存対象になるものではなく、取引先に送った電子データも保存する必要があります。実務では、次のようなデータを扱うことも多いと思いますが、これらも保存対象となるので注意が必要です。

- ・ 電子メールにより受信した請求書や領収書のPDFファイル
- ・ インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書のデータ
- ・ クレジットカードの利用明細データ・交通系ICカードによる支払いデータ
- ・ スマートフォンアプリによる決済データ
- ・ インターネットバンキングを利用した際の振込実績等が記載されたデータ

2 データの保存方法

保存対象となる電子データについては、「改ざん防止のための措置」を講じなければなりません。また、原則として「日付・金額・取引先」でデータを検索できる必要があります。

(1) 改ざん防止のための措置

具体的には、①タイムスタンプをデータに付与する、または、②データの訂正や削除の履歴が残るシステムを導入し、同システムを利用してデータを保存する、といった方法が挙げられています。ただし、タイムスタンプを付与するには、その機能を持ったソフトウェアを導入しなければならず、初期費用がかかります。また、訂正や削除履歴が残るシステムを導入するにも費用の負担が生じます。

こういったことから、改ざん防止のための措置としては、「事務処理規程を定めて守る」との取扱いが認められています。

事務処理規程のサンプルは、国税庁ホームページに掲載されており、個人事業者・法人事業者別に様式が用意されていますので必要な様式をダウンロードして、使用することができます。

事務処理規程で定めるべき事項のうち、大切なことは、①データの訂正や削除は原則として禁止されていること、②やむを得ない事情により訂正や削除をする場合は、専用の申請書式を準

備し、申請日や訂正・削除の日付・内容・理由、処理担当者などを明記して管理者の確認を経ることです。

これらのことにより、訂正と削除の履歴の確認作業が行えることとなります。

(2) 「日付・金額・取引先」で

検索可能

保存された電子データについては、原則として「日付・金額・取引先」で検索可能としておくことが必要とされています。ただし、この場合も、専用ソフトを導入せず、次に述べる取扱いが認められています。

A 表計算ソフト等で索引簿を作成し、同ソフトの検索機能を使用してデータを検索する方法【①図】

B データのファイル名として規則性をもつて「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約の上、当該フォルダの検索機能を使用してデータを検索する方法【②図】

(3) 税務職員の要請への対応
以上、述べたことの前提条件として、ディスプレイやプリンタを備え付けることも必要です。

なお、前記(2)Bの方法により電子データを保存するときは、税務調査が行われた際、担当職員から、電子データのダウンロードの求めがあった場合には、対象となるデータを検索し、ダウンロードの上、提出する必要があることにも留意する必要があります。

3 令和6年1月1日以後に適用される措置等

(1) 資金繰りや人手不足などの事情からシステム整備が間に

【①図】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容についてはこの索引簿で管理します。

合わず、原則的なルールに従って電子データを保存する環境を整えられなかった場合には、改ざん防止措置や検索機能の整備など、データ保存に必要とされる要件に沿った対応は不要となり、単に電子データを保存しておく猶予措置も設けられています。

この猶予措置を適用することと事前に税務署に申請する必要はありませんが、原則的なルールに従って保存ができないことについて、相当の理由があると税務職員に説明で

【②図】

- 📎 20240331_110000_(株)霞商店 .pdf
- ✉ 20240210_330000_国税工務店(株) .msg
- 📎 20240228_330000_国税工務店(株) .pdf
- 📎 20241217_220000_(株)霞商店 .pdf

きなければこの措置を適用することはできません。

また、この猶予措置を適用するには、税務調査などの際に担当職員からの求めがあればデータをダウンロードし、提出する必要があるしますのでご注意ください。

(2) 基準期間（2課税年度前）

の売上高が5000万円以下の中小事業者の場合は、税務調査の際、税務職員から電子データのダウンロードの求めがあった場合に、提示・提出できる状態にしていれば、検索機能は不要になりました。

(3) 税務調査の際、「電子データのダウンロードの求め」と「電子データをプリントアウトした一定の書面の提示・提出の求め」にそれぞれ応じることができるようになっている場合は、検索機能が不要になりました。

【参考資料】
国税庁
「電子帳簿
保存法関係」



新年のご挨拶

新しい年、令和6年が始まりました。

本年1月から改正電子帳簿保存法が施行されました。同法では、電子取引データ保存制度について、保存時に満たすべき要件に従ってデータの保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられています。また、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を図るため、本年1月1日以降の贈与から、相続時精算課税制度について、2500万円の特別控除額とは別に110万円の基礎控除が創設されたほか、暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間で7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円まで相続財産に加算しない見直しが行われていますので、贈与を検討している方は制度の確認が必要です。

労務関係では、本年4月1日から雇用契約締結後の労使トラブル防止に向け、労働契約の締結時・更新時の労働条件明示事項に「就業場所・業務の変更の範囲」や「無期転換後の労働条件」など4事項が追加されます。社内の労働条件や労働契約の見直し・変更などに、しっかり対応していかなければなりません。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

上場株式等に係る配当所得の課税方式の統一

上場株式等に係る配当所得の課税方式は、①総合課税として申告し、配当控除の適用を受ける「総合課税方式」、②上場株式等の譲渡損失と通算する「申告分離課税方式」、③申告をしない「申告不要方式」があります。従来、配当所得の申告に当たっては、所得税と住民税で異なる課税方式を任意に選択することができました。

しかしながら、令和5年分の配当所得の申告から、所得税と住民税の課税方式が統一されます。この結果、例えば、国民健康保険料や医療費負担割合など、所得を基準とする税金以外の各種計算にも影響が生じるようになります。今後は、これらの影響も勘案して配当所得の申告方式を検討する必要があります。

KEY WORD 消費税の振替納税手続

インボイス制度の導入を契機として、令和5年10月以降、登録事業者となった方も多いと思われます。本来免税事業者であった方でも、登録事業者となった場合には、登録日以降の取引について、消費税及び地方消費税の納税義務が生じます。

個人事業者の消費税及び地方消費税は、前年12月末までの取引について、翌年3月31日までに申告・納付する必要があります。納税は、現金による納付のほか、振替納税やダイレクト納付も利用できます。

ただし、振替納税は税目ごとに利用を選択するため、所得税等について振替納税を利用していても、消費税及び地方消費税について手続をしていない場合、消費税及び地方消費税の振替納税は利用することができません。

インボイス制度を契機に、消費税の新規課税事業者となった方については振替納税の利用手続もれにご注意ください。